注　3歳未満の乳幼児の場合は、55点を加算する。

Ｊ０２２―２　摘便　100点

Ｊ０２２－３　腰椎麻酔下直腸内異物除去　45点

Ｊ０２２－４　腸内ガス排気処置（開腹手術後）　45点

Ｊ０２２－５　持続的難治性下痢便ドレナージ（開始日）　50点

Ｊ０２３　気管支カテーテル薬液注入法　120点

Ｊ０２４　酸素吸入（１日につき）　65点

注１　使用した精製水の費用は、所定点数に含まれるものとする。

２　間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った酸素吸入の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。

３　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った酸素吸入の費用は算定しない。

Ｊ０２４－２　突発性難聴に対する酸素療法（１日につき）　65点

Ｊ０２５　酸素テント（１日につき）　65点

注１　間歇的陽圧吸入法と同時に行った酸素テントの費用は、間歇的陽圧吸入法の所定点数に含まれるものとする。

２　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った酸素テントの費用は算定しない。

Ｊ０２６　間歇的陽圧吸入法（１日につき）　160点

注１　間歇的陽圧吸入法と同時に行う喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントは、所定点数に含まれるものとする。

２　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った間歇的陽圧吸入法の費用は算定しない。

Ｊ０２６－２　鼻マスク式補助換気法（１日につき）　65点

注１　鼻マスク式補助換気法と同時に行われる喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントの費用は、所定点数に含まれるものとする。

２　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った鼻マスク式補助換気法の費用は算定しない。

Ｊ０２６－３　体外式陰圧人工呼吸器治療（１日につき）　160点

注１　体外式陰圧人工呼吸と同時に行う喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントは、所定点数に含まれるものとする。

２　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った体外式陰圧人工呼吸の費用は算定しない。

Ｊ０２６―４　ハイフローセラピー（１日につき）　160点

Ｊ０２７　高気圧酸素治療（１日につき）

１　救急的なもの

イ　１人用高圧酸素治療　5,000点

ロ　多人数用高圧酸素治療　6,000点

２　非救急的なもの　200点

Ｊ０２８　インキュベーター（１日につき）　120点

注　使用した精製水の費用及びインキュベーターと同時に行った酸素吸入の費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ０２９　鉄の肺（１日につき）　260点

Ｊ０２９－２　減圧タンク療法　260点

Ｊ０３０　食道ブジー法　100点

Ｊ０３１　直腸ブジー法　100点

Ｊ０３２　肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）　150点

Ｊ０３３　削除

Ｊ０３４　イレウス用ロングチューブ挿入法　610点

Ｊ０３４－２　ＥＤチューブ挿入術　180点

Ｊ０３５　削除

Ｊ０３６　非還納性ヘルニア徒手整復法　290点

注　新生児又は３歳未満の乳幼児の場合は、それぞれ110点又は55点を加算する。

Ｊ０３７　痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）　290点

Ｊ０３８　人工腎臓（１日につき）

１　慢性維持透析を行った場合

イ　４時間未満の場合　2,010点

ロ　４時間以上５時間未満の場合　2,175点

ハ　５時間以上の場合　2,310点

２　慢性維持透析濾過（複雑なもの）を行った場合　2,225点

３　その他の場合　1,580点

注１　入院中の患者以外の患者に対して、午後５時以降に開始した場合若しくは午後９時以降に終了した場合又は休日に行った場合は、300点を所定点数に加算する。

２　導入期１月に限り１日につき300点を加算する。

３　著しく人工腎臓が困難な障害者等に対して行った場合は、１日につき120点を加算する。

４　カニュレーション料を含むものとする。

５　区分番号Ｃ１０２に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理料又は区分番号Ｃ１０２－２に掲げる在宅血液透析指導管理料を算定している患者に対して行った場合には、週１回（在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者にあっては、区分番号Ｊ０４２に掲げる腹膜灌流（１に限る。）の実施回数と併せて週１回）を限度として算定する。

６　１及び２の場合にあっては、透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水及び別に厚生労働大臣が定める注射薬の費用は所定点数に含まれるものとする。

７　人工腎臓を夜間に開始し、午前０時以降に終了した場合は、１日として算定する。

８　区分番号Ｊ０３８－２に掲げる持続緩徐式血液濾過の実施回数と併せて１月に14回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者にあってはこの限りでない。

９　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、透析液水質確保加算として、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ　透析液水質確保加算１　８点

ロ　透析液水質確保加算２　20点

10　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、人工腎臓を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、療養上必要な指導管理を行った場合には、下肢末梢動脈疾患指導管理加算として、月１回を限度として所定点数に100点を加算する。

Ｊ０３８－２　持続緩徐式血液濾過（１日につき）　1,990点

注１　入院中の患者以外の患者に対して、午後５時以降に開始した場合若しくは午後９時以降に終了した場合又は休日に行った場合は、300点を所定点数に加算する。

２　著しく持続緩徐式血液濾過が困難な障害者等に対して行った場合は、１日につ